

住所変更手続きのしおり (広古新開7丁目・8丁目・9丁目)

平成28年**9月17日(土)**から
住所が変わります。

※ 住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできませんので、ご注意ください。

住所の変更日は土曜日であるため、呉市役所を含むほとんどの窓口が休みとなっています。ご注意ください。

問い合わせ先

呉市 都市部 都市計画課 総務グループ

☎ (0823) 25-3366

【ホームページでも情報を発信しています。是非ご覧ください。】

呉市ホームページ www.city.kure.lg.jp

行政の窓口 → 組織で探す → 都市部 都市計画課 →

広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備（住所変更）

はじめに

広古新開7丁目・8丁目・9丁目では、土地区画整理事業を実施してきました。現在の住所は、土地区画整理事業により形成された街区をもとにしたものではないため、わかりにくいものになっています。このたびの住居表示再整備による住所変更は、土地区画整理事業により形成された街区をもとに、わかりやすい住所を新しく付けていきます。

住所の変更に伴い、お住まいの方々の住所や法人・事業所等の所在地の表示が、同封の「住居表示変更通知書」のとおり変更となります。

住所変更の実施日（平成28年9月17日）以降は、変更後の住所を使用することになりますので、ご協力をお願いいたします。

目次

◇ このしおりと一緒にお届けしたもの	3
◇ 委託事業者が取付けに伺うもの （町名補助板・住居番号表示板）	4
◇ 住所の変更について	5
・ 町名のアラビア数字と漢数字について	5
・ 法人登記や不動産登記での町名の数字について	5
◇ 郵便について	6
◇ 証明書の発行（通知書が不足する場合）	7
◇ 住所変更手続きについて	8
・ 手続きが不要なもの	8～10
・ 手続きが必要な主なもの	11～16
【各種手続きの詳細】	
（運転免許証の手続き）	17
（不動産所有者の変更登記の手続き）	18～20
◇ よくある質問	21
◇ その他ご注意頂きたいこと	22
◇ 委任状の一般的な様式	22
* 手続きの際には、事前に関係機関にお問合せください。	
◇ 関係機関のご案内	23～24

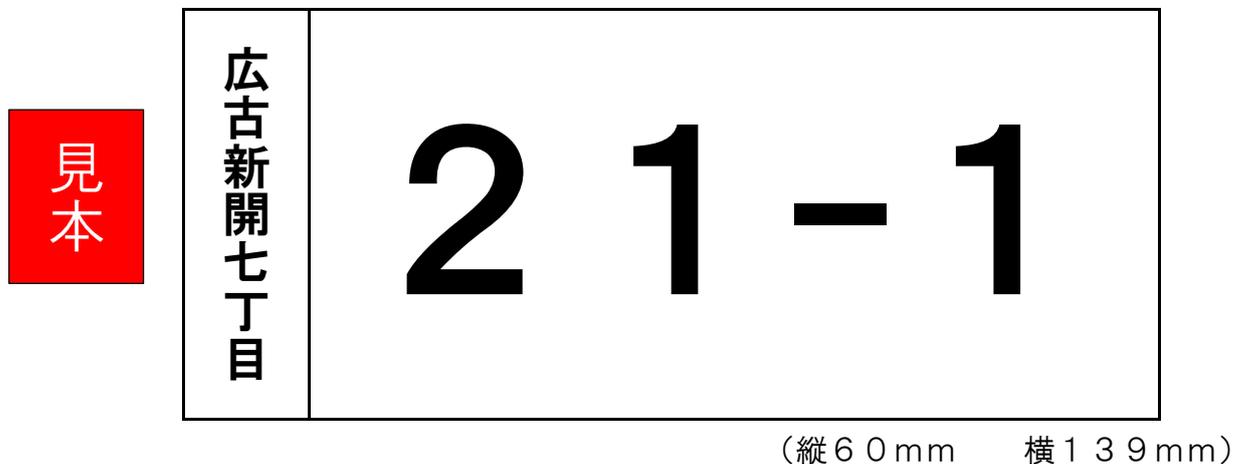
このしおりと一緒にお届けしたもの

<p>通知書 (15歳以上の方 一人につき6通)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">住居表示変更通知書</p> <p>住居表示変更により、あなたの住居については、次のとおり住居番号等が変更になりましたので、住居表示に関する法律第4条の規定による呉市住居表示に関する条例第2条及び第3条の規定により、通知します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>対象の方それぞれのお名前が印字されていますので、ご確認ください。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名又は名称</td> <td colspan="2">〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住居 所 の表示 施設の場所</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">変更前</td> <td>呉市広古新開7丁目〇番〇号(方書き)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td>呉市広古新開7丁目△番△号(方書き)</td> </tr> <tr> <td>住居表示変更の実施日</td> <td colspan="2">平成28年9月17日</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">平成28年8月12日</p> <p style="margin-top: 10px;">〇〇 〇〇 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>呉市長</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">呉市長印</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">この通知書は、平成28年9月17日以降、住居表示変更証明書として使用できます。</p> </div>	氏名又は名称	〇〇 〇〇		住居 所 の表示 施設の場所	変更前	呉市広古新開7丁目〇番〇号(方書き)	変更後	呉市広古新開7丁目△番△号(方書き)	住居表示変更の実施日	平成28年9月17日	
氏名又は名称	〇〇 〇〇											
住居 所 の表示 施設の場所	変更前	呉市広古新開7丁目〇番〇号(方書き)										
	変更後	呉市広古新開7丁目△番△号(方書き)										
住居表示変更の実施日	平成28年9月17日											
<p>新旧対照案内図</p>	<p>住所案内用の地図です。各建物の旧住所(黒い数字)と新住所(赤い数字)がわかるようになっています。</p> <p>区域内に建物を所有する方は、この地図で建物の新しい住所をご確認いただけます。</p>											
<p>街区案内図</p>	<p>街区の案内図です。旧街区と新街区がわかるようになっています。</p>											
<p>お知らせ用はがき</p>	<p>新住所を知人や取引先などにお知らせするためのはがきです(送料無料)。詳細は6ページをご覧ください。</p>											
<p>説明会・相談窓口のお知らせ</p>	<p>住居表示再整備に伴う、住所等変更手続きに関する地元説明会開催や相談窓口開設のお知らせです。</p>											

*法人登記をされている法人・事業所の方には、「会社等法人の変更登記について」を同封しました。法人登記変更等については、こちらをご覧ください。

委託事業者が取付けに伺うもの

町名補助板・住居番号表示板（各棟に各1枚）



- ・ 住所を表示するための表示板です。門や郵便受けなど、見やすい所に取り付けます。
- ・ 取付け作業は、町名補助板と住居番号表示板を呉市が委託した事業者（株式会社日航コンサルタント）が持参し、行います。
- ・ 取付け時期は、住所変更実施日平成28年9月17日の前後です。取付け作業へのご理解とご協力をお願いいたします。

※ 集合住宅（アパート、マンション等）は、管理者または所有者に取付け位置をご相談しています。

郵便について

(1) 住所変更の「お知らせ用はがき」について

- ① このはがきは、新しい住所を知人や取引先などに知らせるもので、日本郵便（株）が発行する無料のはがきです。平成28年9月17日（土）の実施日以前に投函できます。
- ② ご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れ、ポストに投函してください。あて先が混在していてもかまいません。はがきの裏面余白に、簡単な時候の挨拶程度を記載することは差し支えありません。ただ、営業のご案内などの記載はご遠慮ください。
- ③ 枚数の追加や同形式のはがきをパソコン等で私製したい場合など、「お知らせ用はがき」に関するお問合せは、下記の広郵便局にご相談ください。
- ④ 枚数が不足する場合には、数に限りがありますが、広郵便局と呉市役所に在庫があります。ご希望の方は、広郵便局または呉市役所都市計画課にお問合せください。

(記入例)

郵便はがき

通信事務郵便

住居表示変更のお知らせ

日本郵便株式会社 広郵便局

知人や取引先の宛先をご記入ください

(住居表示変更のお知らせ)

呉市の住居表示の変更が実施された平成28年9月17日からお知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

◎ 郵便物をお出しの際は新住所を記入ください。

◎ 住所録(データ等)の訂正をお願いします。

記

〈新住所〉郵便番号 737-0112

呉市広古新聞 7丁目21番〇号
方書き・マンション・
アパート名等 〇〇マンション 201号室

ご氏名 呉市 太郎

〈旧住所〉郵便番号 737-0112

呉市広古新聞 7丁目1番△号
方書き・マンション・
アパート名等 〇〇マンション 201号室

ご自身の新住所、旧住所、名前をご記入ください（赤字の部分）。
新住所、旧住所、名前以外のものを記入することはできません。ただし、時候のあいさつ程度であれば追記しても構いません。

(2) 郵便配達について

- ① あて先が旧住所で書かれた郵便物でも、住所変更後も当面の間、配達されます。
- ② 今回の住所変更では、郵便局への転送届は必要ありません。
- ③ 郵便番号に変更はありません。〒737-0112

(3) 郵便についてのお問合せ

日本郵便株式会社 広郵便局 〒737-0199 呉市広本町1丁目6番1号
☎ (0823) 71-9396 受付時間：平日 午前9時～午後5時

証明書の発行（通知書が不足する場合）

住所変更手続きに必要な「住居表示変更通知書」を15歳以上の方、一人につき6枚ずつ同封しておりますが、不足する場合は、平成28年9月20日（火）以降（年末年始及び土日祝日を除く）、呉市役所都市計画課（市役所6階）、広市民センター、各市民センターにて、無料で発行します。

代理の方でも、委任状なしでお取りいただけます。また、郵送での請求も可能です（実施日以前でも請求は可能ですが、発行は実施日以降となります）。

証明書発行の申請の際には、①旧住所 ②新住所 ③氏名の記載が必要になります。この3つがわかるものをご持参ください（氏名だけの発行はできません）。

呉市 都市計画課 総務グループ ☎（0823）25-3366

《郵送での請求方法》

宛先 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市 都市計画課 総務グループ 宛

上記宛先まで、次の2点を送付してください。

- ・申請書（便箋等にお書きいただいても結構です）

申請書の記載事項：申請する年月日、申請者の住所と氏名、変更前の住所、変更後の住所、対象者の氏名、証明書の必要枚数、電話番号

- ・返信用封筒 82円切手を貼り、宛先を記載した封筒

申請書	
平成28年○月○日	
申請者	呉市中央○丁目○番○号 呉市 花子
住居表示変更証明書の発行を申請します。	
変更前住所	呉市広古新開○丁目○番○号
変更後住所	呉市広古新開○丁目△番△号
対象者氏名	呉市 太郎
必要枚数	2枚
電話番号	00-0000

（申請書記載例）

82円 切手	000-0000
呉市中央○丁目○番○号	
呉市 花子	

（返信用封筒記載例）

住所変更手続きについて

住居表示再整備に伴い、広古新開7丁目、8丁目及び9丁目の住所の表記が変更されます。原則として、市役所で管理する公簿（住民票など）は自動的に変更となりますので、手続きは不要です。一方、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続きが必要」とされているものもありますので、「手続きが必要な主なもの」（11ページ以降を参照）をご覧ください、該当する手続きをお願いいたします。

手続きが不要なもの

（次のものについては、手続きは不要です）

市役所が管理する公簿	住民票，印鑑登録，選挙人名簿，税関係（市民税，原付バイク，固定資産税など） 印鑑登録証は，住所変更後も引き続き利用できます。
電子証明書（公的個人認証）	住所変更後もそのまま使えます。
国民健康保険被保険者証（高齢受給者証，限度額認定証等を含む），介護保険被保険者証（限度額認定証，負担割合証を含む）	旧住所のままで引き続きご利用いただけます。公簿の書換えは呉市が行います。 保険証等の住所について，新住所への書換えを希望される場合は， <u>国民健康保険については保険年金課（市役所3階）に，介護保険については介護保険課（市役所1階）に，広市民センター・各市民センターではどちらの証も，</u> 来られた際，書換えを行います。
後期高齢者医療被保険者証（限度額認定証等を含む）	新しい住所を記載した保険証を郵送します。旧住所の保険証は同封の返信用封筒で返却してください。
重度心身障害者医療費受給者証，自立支援医療受給者証（更生・育成医療），乳幼児医療費受給者証，ひとり親家庭医療費受給者証，児童扶養手当	新しい住所を記載した受給者証を郵送します。旧住所の受給者証は，各自で破棄してください。
障害福祉サービス等受給者証，通所受給者証	新しい住所を記載した受給者証を郵送します。旧住所の受給者証は，郵送又は窓口持参により，返還してください。
身体障害者手帳	旧住所のままで引き続きご利用いただけます。公簿の書換えは呉市が行います。 手帳住所の書換えを希望される場合は， <u>障害福祉課（市役所2階），広市民センター・各市民センター</u> に来られた際，書換えを行います。
療育手帳	旧住所のままで引き続きご利用いただけます。公簿の書換えは呉市が行います。 手帳住所の書換えを希望される場合は， <u>障害福祉課（市役所2階）</u> に来られた際，書換えを行います。

手続きが不要なもの

(次のものについては、手続きは不要です)

精神障害者保健福祉手帳, 自立支援医療受給者証(精神通 院)	旧住所のままで引き続きご利用いただけます。公簿の書換えは呉市が行います。 手帳・受給者証住所の書換えを希望される場合は、 <u>障害福祉課(市役所2階)</u> 、 <u>東保健センター(広市民センター内)</u> に来られた際、書換えを行います。	
いきいきパス (高齢者, 障害者)	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。	
年金	国民年金・厚生年金受給権者	日本年金機構が新住所に書き換えます。ただし、日本年金機構へ住民票コードを届け出していない方や届出住所と住民票の住所が異なる方は手続きが必要です。 詳細は、呉年金事務所(☎22-1691)へお問合せください。
	国民年金加入者(第1号被保険者)(自営業者, 学生等)	日本年金機構が新住所に書き換えます。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合がありますので、ご了承ください。 *年金手帳の住所変更は不要です。
	共済年金受給者	共済組合が新住所に書き換えます。ご不明な点があれば、共済組合にお問合せください。
呉市立小学校及び中学校の児童生徒, 小学校・中学校就学奨励費受給者	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。 *通学区域の変更はありません。	
母子健康手帳, 乳幼児検診	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。母子健康手帳の住所記載は各自で変更してください。	
水道・下水道 ☎26-1615 (呉市上下水道局営業課)	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。手続きの都合上、しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合があります。ご了承ください。	
電気(中国電力) ☎0120-138-514 (中国電力広島カスタマーセンター)	中国電力に、呉市から新しい住所への書き換えを依頼します。手続きの都合上、しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合があります。ご了承ください。 なお、しばらくたっても旧住所で通知等が届く場合は、中国電力にお問合せください。	
都市ガス(広島ガス) ☎22-1234 【受付時間】 月曜日～金曜日 8時50分から19時 土・日・祝祭日 8時50分から17時30分	広島ガスに、呉市から新しい住所への書き換えを依頼します。手続きの都合上、しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合があります。ご了承ください。 なお、しばらくたっても旧住所で通知等が届く場合は、広島ガスにお問合せください。	

手続きが不要なもの

(次のものについては、手続きは不要です)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業許可（飲食店，理容店） ・ 医療機関，施術所，歯科技工所の届出事項 ・ 薬局，医薬品・毒物劇物販売業の許可事項 ・ 第一種動物取扱業の登録 ・ 一般廃棄物処理業許可，自動車リサイクル法登録 	<p>手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。</p> <p>* 呉市保健所及び呉市環境部が管轄している一部の許可等を記載しています。</p> <p>* 掲載以外の各種許可，認可，免許証等は各発行先で確認をお願いいたします。</p>
<p>墓地使用許可</p>	<p>手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。</p>
<p>飼い犬登録</p>	<p>手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。</p>
<p>債権者登録（呉市）</p>	<p>手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。</p>
<p>パスポート</p>	<p>パスポートの住所記載は各自で行ってください。変更前の住所は二重線で見え消しし，変更後の住所を追記してください。</p> <p>なお，修正液は利用しないでください。</p>
<p>郵便物</p>	<p>今回の住所変更については，郵便物の転送手続きは不要です。当面の間，旧住所でも郵便物は配達されます。</p> <p>* ゆうちょ銀行や簡易保険などは，手続きが必要です。</p>

手続きが必要な主なもの

住所は平成28年9月17日（土）から変更となりますが、土日祝日が多い窓日が休みのため、お手続きは原則、平成28年9月20日（火）以降にお願いします。住所変更手続きは、変更日より前に行うことはできませんので、ご注意ください。

次のものに関しては、必要に応じて住所変更手続きをお願いいたします。手続き内容は12ページ以降をご覧ください。

住所変更手続きでは、「住居表示変更通知書」をご利用ください。

枚数が不足する場合や15歳未満の方が証明書を必要とする場合は、7ページをご覧ください。

該当するものについて、手続きをお願いいたします。

<自動車関係>

- 運転免許証の住所 17ページに詳しく記載しています。
- 自動車検査証（軽自動車を除く自動車、250ccを超える二輪車）の使用者、所有者の住所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- 軽自動車届出済証（軽二輪自動車〔125ccを超え250cc以下〕）の使用者・所有者の住所

<不動産登記関係>

- 不動産（土地・建物）所有者の住所

<法人登記関係>

- 法人の所在地・代表者の住所

<社会保険（年金・健康保険）関係>

- 国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所
- 社会保険（年金・健康保険）に加入の事業所にお勤めの方の住所
- 社会保険に加入している事業所の所在地

<その他市役所関係>

- 個人番号（マイナンバー）カードの住所
- これから個人番号（マイナンバー）カードを申請される方
- 通知カードの住所
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）の住所
- 特別永住者証明書、在留カードの住所
- 障害者有料道路割引
- 支給認定証（認可保育所）の住所
- 放課後児童会に通う児童の住所
- 被爆者健康手帳の住所
- 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証の住所
- 図書館利用者カード

<その他>

- 呉市立小学校・中学校**以外**の学校に通学している児童・生徒の住所
- 携帯電話等契約者の住所
- 固定電話をお持ちの方の住所
- 金融機関，保険会社，ゆうちょ銀行との取引や契約のある方の住所
- 会社等にお勤めの方の住所
- 各種免許・許可証の住所

(自動車関係)

内容	手続先	期限	必要書類
運転免許証の住所 ※詳細は，17ページをご覧ください。	広警察署 呉警察署 広島県運転免許センター 広島県内の警察署	住所変更の実施日以降すみやかに	①運転免許証 ②記載事項変更届（窓口に備え付けてあります） ③住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）
自動車検査証 （自動車〔軽自動車を除く〕，250ccを超える二輪車）の使用者・所有者の住所	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068	住所変更の実施日以降，なるべくお早めに（車検が近い場合は，車検時等に申請してください。）	①車検証又は届出済証（2輪車の場合） ②住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書） ③印鑑（認印） ④申請書（手続先にあります）
軽自動車検査証の使用者・所有者の住所	軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050-3816-3080	住所変更の実施日以降，なるべくお早めに（車検が近い場合は，車検時等に申請してください。）	①車検証 ②住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書） ③印鑑（認印） ④申請書（手続先にあります）
軽自動車届出済証 （軽二輪自動車〔125ccを超え250cc以下〕）の使用者・所有者の住所	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068	住所変更の実施日以降，なるべくお早めに	①届出済証 ②住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書） ③印鑑（認印） ④自賠責保険証明書 ⑤申請書（手続先にあります）

*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」（23ページ）でご確認ください。

*125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更手続きは必要ありません。呉市役所が新住所に変更します。ご不明な点は，市民税課諸税グループ（☎25-3198）へお問合せください。

*自動車検査証，軽自動車検査証，軽自動車届出済証の申請書については，有料（30円程度）となります。あらかじめご了承ください。

(不動産登記関係)

内容	手続先	期限	必要書類
不動産（土地・建物）の所有者の住所 ※詳細は、18ページをご覧ください。	不動産を管轄する法務局 ＊広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産の管轄は広島法務局呉支局です。	<u>特に期限はありません。売買や贈与などの事由が発生したときに併せて行っても構いません。</u> <u>＊広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、換地処分公告日から3カ月程度は登記閉鎖のため、手続きはできません。</u>	①不動産登記申請書 ②住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書） ③印鑑（認印でも可）

*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」（23ページ）でご確認ください。

(法人登記関係)

内容	手続先	期限	必要書類
法人の所在地・代表者の住所 ＊詳細は「会社等法人の変更登記について」をご確認ください（法人にのみ同封しています）。	本店を管轄する法務局 ＊呉市内にある場合は、広島法務局が管轄です。	住所変更の実施日から <u>2週間以内</u>	①会社変更登記申請書 ②住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）
	支店を管轄する法務局 ＊呉市内にある場合は、広島法務局が管轄です。	住所変更の実施日から <u>3週間以内</u> ＊本店の登記手続きを先に済ませてください。	①会社変更登記申請書 ②本店の変更登記を証する「登記事項証明書」

*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」（23ページ）でご確認ください。

(社会保険（年金・健康保険）関係)

内容	手続先	期限	必要書類
国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所	扶養者の勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	扶養者の勤務先にご確認ください。
社会保険（年金・健康保険）に加入の事業所にお勤めの方の住所	勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	勤務先にご確認ください。
社会保険に加入している事業所の所在地	呉年金事務所 ☎22-1691	住所変更の実施日以降すみやかに	①適用事業所所在地変更届 ②住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）

*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」（23ページ）でご確認ください。

*上記に関する申請届出用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

(その他市役所関係)

内容	手続先	期限	必要書類
個人番号(マイナンバー)カードの住所	市民窓口課 (市役所1階) ☎25-3161 広市民センター・各市民センター	住所変更の実施日以降すみやかに	①個人番号(マイナンバー)カード ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) *同一世帯の方であれば、代理でも手続き可能です。代理の方の身分証明書をお持ちください。
*暗証番号が必要です。暗証番号が不明な場合は、健康保険証や運転免許証などの本人確認書類が別途必要です。			
個人番号(マイナンバー)カードをこれから交付申請される方 ※電子証明書(公的個人認証)については、8ページをご覧ください。	市民窓口課 (市役所1階) ☎25-3161 広市民センター・各市民センター	個人番号(マイナンバー)カードを申請されるとき	*お手元の交付申請書が使用できなくなります。 *新しい交付申請書をお渡しいたします。窓口に来庁いただくか、電話でご連絡をいただければ郵送いたします。 *同一世帯の方であれば、代理でも手続き可能です。代理の方の身分証明書をお持ちください。
通知カードの住所	市民窓口課 (市役所1階) ☎25-3161 広市民センター・各市民センター	裏面に新住所の記載が必要な方はお持ちください。 期限は特にありません。	①通知カード ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) *同一世帯の方であれば、代理でも手続き可能です。代理の方の身分証明書をお持ちください。
住民基本台帳カード(顔写真付き)の住所	市民窓口課 (市役所1階) ☎25-3161 広市民センター・各市民センター	住所変更の実施日以降すみやかに	①住民基本台帳カード ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) *同一世帯の方であれば、代理でも手続き可能です。代理の方の身分証明書をお持ちください。 *顔写真のないカードは手続き不要です。
*暗証番号が必要です。暗証番号が不明な場合は、健康保険証や運転免許証などの本人確認書類が別途必要です。			
特別永住者証明書、在留カードの住所	市民窓口課 (市役所1階) ☎25-3161 広市民センター・各市民センター	住所変更の実施日以降すみやかに	①特別永住者証明書、在留カード ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) *同一世帯の方であれば、代理でも手続き可能です。代理の方の身分証明書をお持ちください。
障害者有料道路割引	障害福祉課 (市役所2階) ☎25-3135	期限は特にありません。	①手帳 ②車検証 ③免許証(本人が運転される場合) ④ETCカード ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの *代理の方でも手続きは可能です。
*旧住所のままでも割引となります。ただ、ETCを利用している場合、更新案内が旧住所で送付されますので、住所変更手続きをお願いいたします。			

(その他市役所関係)

内容	手続先	期限	必要書類
支給認定証（認可保育所，認定こども園等を利用する児童の保護者）の住所	利用中の施設（市役所窓口でも可能です） 子育て施設課 （市役所3階） ☎25-3144	住所変更の実施日以降すみやかに	①支給認定証 ②認印 ③住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）
放課後児童会に通う児童の住所	子育て支援課 （市役所2階） ☎25-3254	住所変更の実施日以降すみやかに	①住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）
被爆者健康手帳	保健所保健総務課（すこやかセンターくれ） ☎25-3534 広市民センター・各市民センター 市役所1階	住所変更の実施日以降すみやかに	①被爆者健康手帳 ②印鑑 ③住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書） *代理人手続きの場合は，代理人が確認できる書類（保険証など）をお持ちください。
指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証	保健所保健総務課（すこやかセンターくれ） ☎25-3525 東保健センター（広市民センター内） 市役所1階	住所変更の実施日以降すみやかに	①受給者証 ②印鑑 ③住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書） *代理人手続きの場合は，委任状をお持ちください。
図書館利用者カード ※カードに住所記載はありませんが，新しい住所を登録しますので，手続きをお願いいたします。	広図書館 ☎71-7470 中央図書館 ☎21-3014	期限は特にありません。	①利用者カード

(その他)

内容	手続等
呉市立小学校・中学校 以外 の学校に通学している児童・生徒の住所	通学先にご確認ください。
携帯電話等契約者の住所	契約先にご確認ください。
固定電話をお持ちの方の住所	契約先にご確認ください。 N T T 西日本の場合は、116にお問い合わせください。
金融機関、保険会社、ゆうちょ銀行との取引や契約のある方の住所	取引先、契約先にご確認ください。
会社等にお勤めの方の住所	勤務先にご確認ください。
各種免許・許可証の住所	関係機関にご確認ください。

○携帯電話、銀行など主な問い合わせ先

(フリーダイヤルは、一部IP電話からは、つながらない場合があります。)

携 帯 電 話	N T T ドコモ	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモ携帯電話から 151(無料) ・一般電話から 0120-800-000(無料)
	a u (K D D I)	総合案内 ・au 携帯電話から 157(無料) ・一般電話から 0077-7-111(無料)
	ソフトバンク モバイル	総合案内 ・ソフトバンク携帯電話から 157(無料) ・一般電話から 0800-919-0157(無料)
銀 行 等	広島銀行	住所変更手続きの詳細は、お取引店にご確認ください。
	もみじ銀行	広支店・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎71-9131
	伊予銀行	呉支店・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎75-1414
	呉信用金庫	くれしんお客様ダイレクトサービスセンター・・・・・・・・ ☎0120-270-043(無料)
	中国労働金庫	呉支店・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎21-6247
	呉農業協同組合	広西支店・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎72-4411
	ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎0120-108-420(無料)

運転免許証の手続き

問い合わせ先

広警察署 ☎ (0823) 75-0110

呉警察署 ☎ (0823) 29-0110

広島県運転免許センター ☎ (082) 228-0110 (警察本部代表)

運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項(住所)を変更する必要があります。

《持参するもの》 運転免許証, 住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)

《手続先》 広警察署, 呉警察署, 広島県運転免許センター, 広島県内の警察署
(管轄は問いません。)

《手続開始》 広警察署 平成28年9月20日(火)以降
(土日祝日, 年末年始は休みです。)
呉警察署 平成28年9月20日(火)以降
(土日祝日, 年末年始は休みです。)
広島県運転免許センター 平成28年9月18日(日), 20日(火)以降
(土曜日, 祝日, 年末年始は休みです。)

《受付時間》 広警察署 月曜日から金曜日
(土日, 祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。)
8時30分~午後5時00分
呉警察署 月曜日から金曜日
(土日, 祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。)
8時30分~午後5時00分
広島県運転免許センター 日曜日から金曜日
(土曜日, 祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。)
8時30分~午後5時00分

《届出用紙》 運転免許証記載事項変更届
各窓口にて備え付けてあります。

《その他》

- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 代理人の方からの届出も受理されます。代理人のお名前が記載された証明書が別途必要です。
- ・ 運転免許証に記載している住所が住所変更前のものと異なる場合は、移転等の経過を証明するものが別途必要です。この場合に必要となる住民票の写しの交付などは有料です。

不動産所有者の変更登記の手続き

問い合わせ先 不動産を管轄する法務局

※広島法務局呉支局 ☎（０８２３）２１－９２８８・９２８９

住居表示変更区域内に住所があり、不動産（土地・建物）をお持ちの方は、登記簿に記載されている不動産所有者の住所を変更する必要があります。ただし、法令上の手続き期限はありませんので、売買・贈与などの事由が発生したときに、併せて行っても構いません。

該当する方は、２０ページの書式例を参考にして登記申請書を作成し、住居表示変更通知書または住居表示変更証明書を添付して手続きを行ってください。手続きは無料です。

※ 司法書士等に依頼した場合の報酬などは、皆様の負担（有料）となりますので、ご注意ください。

* 広島新開 7 丁目、8 丁目及び 9 丁目内の不動産については、換地処分公告日から 3 カ月程度は登記閉鎖のため、手続きはできません。

《**手続先**》 不動産を管轄する法務局

《**手続開始**》 平成 28 年 9 月 17 日（土）以降

※手続きは、売買や贈与などの事由が発生したときに、併せて行っても構いません。

※窓口は、土日祝日はお休みです。窓口でのお手続きは、平成 28 年 9 月 20 日（火）以降にお願いします。

《**受付時間**》 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（不動産を管轄する法務局に事前にご確認ください。）

《**必要書類**》 ①不動産登記申請書

ご自身で同様の書式で作成したものでも構いません。

②住居表示変更通知書または住居表示変更証明書

③印鑑（認印可）（スタンプ印は不可）

※ 変更前住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、住民票などその移転等の経過を証明（有料）するものがが必要です。

《**郵送による手続き**》

- ・ 手続きは郵送で行うことができます。
- ・ 申請書等を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載し、管轄の法務局に書留郵便で送付してください。

《登記完了証》

- ・ 変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。
- ・ 登記完了証を郵送で返送することを希望する場合は、返信用封筒に郵便代の切手と簡易書留代の切手（310円）を貼付して、法務局に提出してください。

《代理人による手続き》

- ・ 委任状（便せんでも可）があれば、代理人による手続きができます。

（不動産登記 委任状の例）

委任状

代理人の住所 呉市中央〇丁目〇番〇号
氏名 呉市 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

- 1 下記不動産の**所有権名義人住所変更手続き**に関する一切の事項（注1）
- 2 取下げの場合は、取下げ手続きに関する一切の事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（住所） 呉市広古新開七丁目〇番〇号 （新表示）
（氏名） 呉市 太郎 印 （注2）

（不動産の表示）

- 1 土地の表示
呉市広古新開七丁目〇〇〇〇番〇〇
- 2 建物の表示
呉市広古新開七丁目〇〇〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇〇〇番〇〇

原 因 平成28年9月17日 住居表示の変更

変更後の事項 住所 呉市広古新開七丁目〇番〇号 （新住所）

（注1） 委任する事項を記入してください。

（注2） スタンプ印は使用できません。

【不動産名義人の住所変更登記 記載例】

(広島法務局呉支局管轄区域内の物件)

登記申請書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 平成28年9月17日 住居表示の変更

変更後の事項 住所 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (新住所)

申 請 人 住所 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (新住所)
氏名 〇〇 太郎 印 (注1)
連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代 理 人

添 付 書 類 住居表示変更通知書

登記済証の交付を希望しません。

平成〇〇年〇月〇日申請 広島法務局呉支局 御中 (提出先)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示 所 在 呉市広古新開七丁目
(注2) 地 番 〇〇〇〇番〇
 地 目 〇〇
 地 積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

(注1) スタンプ印は使用できません。

(注2) 登記簿記載内容と合致する必要があります。複数記載することができます。

よくある質問

- 「住居表示変更通知書」や「住居表示変更証明書」のコピーは有効ですか。
 - ・ 手続先によっては、コピーでも良い場合もあります。各手続先にご確認ください。
 - ・ 証明書の枚数が不足する場合は、平成28年9月20日（火）以降、期限なく、無料で発行いたしますので、必要な枚数をご請求ください。

- 「住居表示変更通知書」の枚数で不足する場合、「住居表示変更証明書」の請求は、郵送でも可能ですか。
 - ・ 可能です。詳細は7ページをご覧ください。

- 「お知らせ用はがき」が不足する場合、追加してもらえますか。
 - ・ 数に限りがありますが、可能です。詳細は6ページをご覧ください。

- 不動産や法人の手続きをしたいのですが、管轄の法務局がわかりません。
 - ・ 法務局のホームページに管轄の案内が掲載されています。
 - ・ 法人であれば、広島法務局 ☎（082）228-5201にお問合せください。
 - ・ 不動産であれば、広島法務局呉支局 ☎（0823）21-9288・9289にお問合せください。

- 今後、建物を建て替える場合に必要な手続きはありますか。
 - ・ 同じ敷地であっても、建て替える場合は、呉市役所都市計画課へ新築届の提出が必要です。

- 住所変更に伴う封筒や名刺などの印刷経費などの負担、登記申請で司法書士等に依頼した場合の報酬等について、呉市からの補助などはありますか。
 - ・ 申し訳ございませんが、補助（補償）の制度はございません。名刺、封筒、パンフレットなどの印刷費用、印判作成費用、司法書士等への依頼した場合の報酬などは自己負担となります。

- 本籍は変わるのですか。
 - ・ 自動的に変わることはありません。本籍地の変更を希望しない場合は、手続き不要です。
 - ・ 広古新開7丁目、8丁目及び9丁目に本籍をお持ちの方で、土地区画整理事業の換地後、本籍地の変更を希望される場合は、窓口にて手続きをお願いします。詳細は市民窓口課戸籍グループ（☎25-3163）へお問合せください。

- 住宅ローン控除の証明書が旧住所になっています。住宅ローン控除を受ける際にどのような手続きが必要ですか。
 - ・ 申告の際、住居表示変更通知書または住居表示変更証明書を住宅ローンの証明書に添付し、新しい住所で申請をしてください。

その他ご注意頂きたいこと

○通信販売で登録している住所について

- ・ 通信販売で会員として登録されている住所についても、変更手続きをお忘れないよう、お願いいたします。なお、変更手続きは、住所変更の実施日以降にお願いいたします。

委任状の一般的な様式

*ここでは、一般的な委任状の様式を記載しています。

*各手続き先で委任状の様式が定められている場合があります。住所変更手続きの前に各機関にご確認ください。

以下、委任状の一般的な様式を記載します。

委任状

代理人の住所
氏名
呉市中央○丁目○番○号
呉市 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

平成28年9月17日住居表示の変更による○○○○○の住所変更手続きを○○○○に申請する一切の件。 (注1)

平成○○年○○月○○日

(住所) 呉市広古新開7丁目○番○号 (新表示)

(氏名) 呉市 太郎 印 (注2)

(注1) 委任する事項を具体的に記入してください。手続き先を記入してください。

(注2) 朱肉を利用する印鑑を押印してください。スタンプ印は使用できません。

関係機関のご案内

住居表示全般に関すること

■呉市役所
都市部 都市計画課 総務グループ (市役所6階)
呉市中央4丁目1番6号
☎ (0823) 25-3366
電子メールアドレス tosikei@city.kure.lg.jp
FAX (0823) 24-6831

各種手続きに関すること

■呉市役所 呉市中央4丁目1番6号
☎ (0823) 25-3100 (代表)
(マイナンバー, 住基カード, 特別永住者等)
市民窓口課 住民記録グループ (市役所1階)
☎ (0823) 25-3161
(障害者有料道路割引)
障害福祉課 給付グループ (市役所2階)
☎ (0823) 25-3135
(支給認定証, 認可保育所, 認定こども園)
子育て施設課 保育認定グループ (市役所3階)
☎ (0823) 25-3144
(放課後児童会)
子育て支援課 企画グループ (市役所2階)
☎ (0823) 25-3254

■呉市保健所 すこやかセンターくれ
呉市和庄1丁目2番13号
(被爆者健康手帳)
保健総務課 医務グループ
☎ (0823) 25-3534
(指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証)
保健総務課 予防グループ
☎ (0823) 25-3525

■広市民センター 呉市広古新開2丁目1番3号
※広市民センターでは, マイナンバー, 住基カード, 特別永住者等の手続きも可能です。ただし, 一部手続きについて, 広市民センターでは変更手続きができないものがございます。詳しくは, 8~9ページ, 14~15ページをご覧ください。
(図書館利用者カード)
広図書館 ☎ (0823) 71-7470

■広警察署

呉市広大新開1丁目5番6号
☎ (0823) 75-0110

地図1

■広郵便局

呉市広本町1丁目6番1号
☎ (0823) 71-9396

■呉警察署

呉市西中央2丁目2番4号
☎ (0823) 29-0110

地図2

■広島法務局呉支局(不動産登記部門)

呉市中央3丁目9番15号
☎ (0823) 21-9288・9289

■呉年金事務所

呉市宝町2番11号
☎ (0823) 22-1691

地図3

■広島法務局(法人登記部門)

広島市中区上八丁堀6番30号
広島合同庁舎3号館
☎ (082) 228-5201 (代表)

地図4

JR広島駅 合同庁舎経由各方面行きバス乗車 「合同庁舎前」停留所下車 徒歩1分

■中国運輸局広島運輸支局

広島市西区観音新町4丁目13-13-2
☎ 050-5540-2068

地図5

■軽自動車検査協会広島主管事務所

広島市西区観音新町4丁目13-13-4
☎ 050-3816-3080

JR広島駅又は横川駅 「マリーナホップ」行きバス乗車 「山陽学園前」停留所下車 徒歩1~3分

■広島県運転免許センター

広島市佐伯区石内南3丁目1番1号
☎ (082) 228-0110

地図6

警察本部の案内が出ますので「広島県運転免許センター」の内線接続を依頼してください。

アストラムライン広域公園前駅 広域公園前駅(広島修道大学入口)バス停 『免許センター』行広島電鉄バス乗車 「運転免許センター」停留所下車 徒歩1分

